

防衛省への質問事項 回答

	質問要旨	回答要旨
1	<p>弾薬庫の壁の厚さは、通常20～30cmと聞いていますが、どなたかが祝園分屯地では6～7mもあると聞いています。そういう6～7mもある火薬庫があるのでしょうか。</p>	<p>地上覆土式の火薬庫のコンクリート壁については、火薬類取締法に基づき、厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造とされていますが、個々の火薬庫が具体的にそれ以上のどこまでの強度を備えているかについては、自衛隊の能力が明らかになるおそれがあるためお示しできないことについてご理解をお願いします。</p>
2	<p>祝園分屯地には、強靱化計画として、地下シェルターなどの設置計画はあるのでしょうか。</p>	<p>現時点で、地下施設の整備に係る計画はありません。</p>
3	<p>祝園分屯地の増設計画は、現在約300億円で、今後、約550億円になると聞いていますが、それでいいのでしょうか。できれば、内訳を教えてください。</p>	<p>陸上自衛隊祝園分屯地に係る火薬庫の新設等に関して、令和5年度予算においては、測量や土質についての調査にかかる経費として約4億円、令和6年度予算においては、火薬庫8棟、整備場、倉庫等を新設に係る経費として約102億円、令和7年度予算においては、火薬庫8棟及び倉庫等の整備に係る経費に加え、新たに整備する火薬庫6棟のうち、3棟の調査・設計に係る経費として約197億円、令和8年度予算においては、火薬庫11棟の工事、火薬庫3棟の調査・設計に係る経費として約216億円を計上しています。なお、この他令和8年度予算においては隊庁舎の建物等に係る経費として約41億円を計上しています。</p>
4	<p>安保3文書に基づき、祝園分屯地の整備が図られるというのは事実でしょうか。</p>	<p>日本周辺における安全保障環境は戦後、最も厳しい状況にある中、国民の命と平和な暮らし、そして領域を確実に守り抜くために、政府は、令和4年12月、国の安全保障に関する戦略として、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画を策定しました。その中で、防衛省・自衛隊は、「防衛力整備計画」に基づき、防衛力の抜本的強化の一つである「持続性・強靱性」を確保するため、弾薬の製造量に見合う火薬庫の確保を進めることとしており、全国で火薬庫の整備を進めています。陸上自衛隊祝園分屯地においても、現在、火薬庫14棟及び倉庫等の整備、並びにこれらを管理する管理地区における隊庁舎の建替等を進めていく計画です。</p>
5	<p>台湾有事の際、祝園分屯地から南方の沖縄諸島に弾薬類が船で運ばれるということがありますか。</p>	<p>仮定の質問についてお答えすることは差し控えますが、台湾をめぐる問題が、対話により平和的に解決されることを期待するというのが、我が国の従来からの一貫した立場です。</p>
6	<p>非核3原則というもとにあっても、有事の際には、国防のためにやむをえず例外の方法の選択もありますか。</p>	<p>政府としては、非核3原則を政策上の方針として堅持しています。その上で、「持ち込ませず」の解釈・運用については、2010年当時の岡田外務大臣による答弁を引き継いでいく考えです。</p>
7	<p>有事の際には、米軍Xバンドレーダーや舞鶴基地、滋賀県饗庭野基地などとの連携はありますか。</p>	<p>有事の際に祝園分屯地所在の部隊がどのように対応するかについては、個別具体的な状況に応じて判断されることとなるため、予断をもってお答えすることは困難であることについてご理解をお願いします。防衛省・自衛隊としては、地域住民のみならず安全に十分配慮し対応していく所存です。</p>
8	<p>祝園分屯地には整備場はありますか。それは、通常、火薬庫よりも低地にありますか。</p>	<p>祝園分屯地には車両整備場及び弾薬整備場があります。なお、整備場と火薬庫の詳細な位置関係を明らかにするとその規模が類推できるおそれがあり、自衛隊の能力を明らかにすることになるため、お示しできませんが、一般的に、自衛隊施設の配置検討にあたっては、関係法令に基づき、周辺の火薬庫との十分な保安距離を確保するなど、安全性に最大限配慮しております。</p>
9	<p>建設業法は、建設工事の施工業者が「建設業許可票」を公衆の見やすい場所に掲示することを義務付けています（建設業法第40条）。祝園分屯地の弾薬庫増設工事について、施工業者は建設業許可票を「公衆の見やすい場所」に掲示せずに工事を施工していますが改善指導されていますか。</p>	<p>ご指摘の工事に係る建設業許可票や施工体系図の掲示については、従前から、分屯地内の当該工事現場の見やすい場所に掲示しており、分屯地内の他の工事現場の関係者や分屯地内に入入りしている者が見やすい状態となっていることから、適切に対応しているものと認識しています。</p>

	質問要旨	回答要旨
10	建設業法は、建設工事の元請業者が下請負人の施工分担関係を表示した「施工体系図」を公衆が見やすい場所に掲示することを義務付けています（建設業法第24条の8。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）。祝園分屯地の弾薬庫増設工事について、元請業者は施工体系図を「公衆が見やすい場所」に掲示せずに工事していますが改善指導されていますか。	ご指摘の工事に係る建設業許可票や施工体系図の掲示については、従前から、分屯地内の当該工事現場の見やすい場所に掲示しており、分屯地内の他の工事現場の関係者や分屯地内に出入りしている者が見やすい状態となっていることから、適切に対応しているものと認識しています。
11	祝園分屯地の弾薬庫増設工事で発生した土砂を、一級河川煤谷川の上流（祝園分屯地南門付近）に山積していることについて、大雨時に煤谷川へ土砂が流出することを危惧します。山積土砂の施工管理方法について、施工業者は施工計画書に記述していますか。山積土砂の法裾に土堤を築いておられる場合、降雨強度の想定は時間当たり何mmですか。山積土砂の法（のり）面が洗掘されていますが、法肩に土堤を築いておられますか。	ご指摘の場所における仮置き土は、造成工事から発生した表土を一時的に仮置きしているものです。本仮置き土に係るご懸念の煤谷川への流出について、仮置き土の安定性を確保するため公益社団法人日本道路協会が定めた「道路土工、盛土工指針」の標準のり面勾配に従い盛土しています。仮置き土についてはブルーシートで覆い、降雨による浸食及び濁水の発生を防止する措置を取っているほか、法尻に土堤を設置して煤谷川への流出防止策を講じています。また、降雨時においては、工事受注者による巡視を行うほか、土砂流出の兆候がある場合は速やかな対策を講じることとしています。なお、これらの土砂流出対策については、工事の受注者が作成した施工計画書に記載され、適切に管理しているところです。